

令和5年度事業計画

第1 事業計画の概要

本会は、労働安全衛生法第87条に基づき、会員の専門技術の向上と全国事業場の安全及び衛生の水準向上を目的として、昭和58年4月(1983年)に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下、「労働安全衛生コンサルタント」という。)を会員とする社団法人として設立され、その後、政府の公益法人改革により、平成24年4月(2012年)から一般社団法人に移行し、本年度は設立以来40周年を迎えることとなる。さらに、平成30年4月1日(2018年)からは支部設置規程の制定により全国団体として、本部・支部が一体となった活動を実施している。新型コロナウイルス感染症については、5月から感染症法上の5類に分類されるが、感染症対策に引き続き配慮しながら、通常レベルの業務の展開を図ることとする。

一方、最新の労働災害発生の現状を見ると令和4年労働災害の速報値(令和5年3月7日現在)では、死亡災害は前年比8.8%減少している。そして、第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)の目標において基準年である平成29年(2017年)と比較して、18.1%減少し、死亡災害の15%減少という目標達成は達成可能な状況にある。

しかし、休業4日以上死傷災害は13次防の基準年である平成29年(2017年)と比較して133.5%の増加をし、第三次産業を始めとしていくつかの業種で増加している。13次防の期間中に死傷災害を5%以上減少させるという目標の達成も困難な状況にある。

さらに、第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)において、中小企業事業場の安全衛生水準の向上等に労働安全衛生コンサルタントの更なる貢献が期待されていることから、行政との連携の下、大いに当会の活動を進めていくこととする。

上記観点から令和5年度(2023年度)の当会の事業は、次の重点事項を念頭に置いた事業計画とした。

- (1) 令和5年度は新たな労働災害防止計画である14次防の初年度であることから、同計画の趣旨に沿って、13次防での実績を踏まえつつ、研修内容の充実等積極的な事業展開を推進する。
- (2) 化学物質の自律的管理の推進において、引き続きコンサルタント会及び会員コンサルタントの貢献の機会を拡大する。
- (3) 法令・ガイドライン等の制度改定に対し迅速な情報提供とこれに対応した指導力の向上を目指し、必要な解説の提供、研修の実施等を的確に推進する。
- (4) 本部・支部が一体となり、事業展開を推進するとともに、当会の広報活動に努め、新たな分

野への展開、若年層を含め労働安全衛生コンサルタント資格取得の環境づくりなどを推進する。

(5) 当会が主催する研修、講習会、研究会、会議、会合等の開催において、オンラインで実施する又は対面を併用する場合の環境整備を更に進め、ICT活用により業務を拡大する。具体的には次の事業等を積極的に推進し、本会の目的の達成及び経営の安定化を図る。

- 1 研修事業
- 2 調査研究事業
- 3 受託事業等
- 4 本部・支部の連携
- 5 その他の事業

第2 事業計画の内容

1 研修事業

14 次防の目標達成に寄与するテーマ選定とテーマ毎に適切な講師を選任し、効果的な研修会・講習会を実施する。また、労働安全・労働衛生コンサルタント有資格者の増加に資する講習会の実施にも努めることとし、以下に示す研修会・講習会を予定する。

- (1) 労働安全研修会
- (2) 労働衛生研修会
- (3) (仮称) 化学物質管理レベルアップ講習
- (4) (仮称) 中小企業指導特別講習
- (5) 登録時研修会
- (6) 労働衛生工学基礎研修会
- (7) 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- (8) 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- (9) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備のための労働衛生関係法令講習会
- (10) 労働衛生コンサルタント(保健衛生)口述試験準備講習会
- (11) 労働安全コンサルタント(土木・建築)口述試験受験準備講習会
- (12) 農作業安全アドバイザー養成研修
- (13) その他必要な研修・講習

上記の研修会・講習会は、従来方式に従い以下を基本として実施する。しかし、遠隔地のコンサルタントへも研修会等への参加機会を拡大することを狙い、昨年、新型コロナ対策として実施したIT技術を活用するWebセミナー併用についても積極的に検討を進め、可能なものへの適用を図って行くこととする。

(1)から(11)までの研修会については東京で開催する。

さらに、(12)については、農林水産省では労働災害防止のノウハウを有するコンサルタントを活用して、農作業災害の減少を図ることを目的としているが、そのための活動ができるアドバイザーを養成するものである。

(13)については、安全衛生推進者養成講習、リスクアセスメント研修会等は、開催希望のある場合には実施する場合がある。

2 調査研究事業

(1) 支部組織の充実活性化

各支部の運営を活性化するには、近隣支部との情報交換及び連携が大切であるため、令和5年度のブロック会議は、その内容を更に充実させつつ実施する。

ブロック会議で本部に対する意見・要望があれば、従来どおりその内容を精査した上で、本部運営に反映させる。

また、支部長会議についても、受託事業等への取組や支部決算書の記入方法、さらに支部設置規程の運用等これらについて本部との意思疎通や各支部間の情報交換が必要との判断から今年度も開催を検討する。これら2つの会議の開催方法については、タイムリーな意見交換ができるような方法を検討する。

一方、14次防が新たに策定されたことから同計画を推進するため、各支部は労働局を始め関係行政機関と信頼関係構築の下、主体的に支部・ブロックの地域性を考慮した研修会を局・署の協力を仰ぎながら積極的に開催する。また、この研修会の開催を本部は奨励する。さらに14次防に中小企業事業者の指導等に配慮するコンサルタントの育成及び中小企業診断士等との連携の検討が打ち出されたことから、この課題への検討を進めることとする。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

①「第29回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用促進を図る。

② 労働安全衛生コンサルタントの活用のメリットを事業者に理解していただき、かつ会員の安全衛生診断能力のレベル向上を図るため、引き続き優良安全衛生診断事例を会員から募集するが、近年応募数が少ないことから公募の方法について検討する。

(3) OSHMSへの対応

労働安全衛生マネジメントシステムについては真に事業場における労働災害全体の減少を図るため、JIS Q 45001、JIS Q 45100及び国のMS指針の普及に努める。認定等を実施する機関との連携により、労働安全衛生コンサルタントの評価等への参画の機会を増大させる。

3 受託事業等

(1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省委託事業を通じた労働安全衛生への寄与の観点から積極的な受託に努めることとする。しかし、厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。

その結果、受注できた事業についても厳しい事業費を効率的に活用し、新たな工夫で効果的な事業の展開を図るよう努力する。

令和5年度においては、厚生労働省から2件の委託事業が受託できたところであり、適正に実施する。その他の事業についても、引き続き機会を捉えて受託に努める。

(2) 補助金事業の適切な実施

エイジフレンドリー補助金事業者として厚生労働省から前年度に引き続き採択された場合には、高年齢労働者が安心して働くことのできる職場環境の整備を促進し、もって労働災害の防止に資する同事業の補助者として適正な運用に努める。

(3) 行政、各種団体・民間企業からの受託等

① 事業場に対する安全衛生診断は労働安全衛生コンサルタントの本来の業務であり、その活動を推進するため、今年度も行政、各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。また、平成27年(2015年)度から積極的に対応を行ってきた林業・農業分野での事業については、農林水産省、関係機関、関係団体と連携し、会員の業務拡大につながるよう努める。

② 地方自治体が実施する「受動喫煙防止対策事業」に関しては、各支部が地方自治体等と連携して信頼関係を構築しながら、その専門性を生かして事業を的確に遂行し、以ってコンサルタントの知名度アップに努める。

③ 労働災害防止団体等他団体が運営する事業又は国の委託事業を展開する中で当会の会員が協力できるものについては、本会としても積極的に協力体制を強化する。

(4) 支部独自の受託事業等

都道府県、各種団体、民間企業等から委託される労働安全衛生分野の各種事業に積極的に対応する。一方で、14次防にある各課題(例えば石綿、化学物質関係)に沿った企画書を支部が独自に作成し、都道府県、各種団体、民間企業等にアプローチして、業務の拡大に努める。

支部及び支部会員が独自に事業を展開する際は、本部から支部長宛てに発信したコンプライアンス・プログラム関連規程類に沿って実施する。特に個人情報保護に関する誓約書や秘密保持誓約書については、これを正しく運用する。

(5) 知名度アップと業務獲得支援

事業者及び国民に本会及び会員の存在を広く知ってもらうには、本部はもちろん各支部において、マスコミに取り上げられる優れた安全衛生活動の実績が重要である。

その前提として、各地域において、会員である実働の労働安全衛生コンサルタントの情報を、事業者、安全衛生団体及び関係行政機関に周知することが必要であり、行政との連携により会員情報の発信を推進する。

さらに、建災防、陸災防、港湾災防、林災防などの業種別労働災害防止団体が主催する全国大会参加者向けの資料にコンサルタントPR用パンフレット同封の協力を得て、周知広報に努める。

また、厚生労働省等の主唱するSAFE(Safer Action For Employees)コンソーシアム(従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体)の活動において、当会がSAFE推進アドバイザーとして参加するとともに、この活動に賛同する会員の周知を図る。

4 本部・支部の連携事業等

(1) 新規会員の獲得

新規会員の獲得は本会の今後の運営上最も基本的で、かつ重要な課題である。

平成28年3月以来、毎年コンサルタント試験合格者には本会の案内が送付されてきた。また、ホームページ等による入会案内を積極的に行った結果、一定の成果が見られている。

女性が活躍する社会を目指す一環として、会員の身近にいる安全衛生スタッフや医師・保健師等にコンサルタント受験を積極的に勧奨し、合格への支援を行う。さらに若年層(40代・50代)の増加に向けた取組が重要であることから、事業場の安全管理者、衛生管理者、作業環境測定士等への受験の呼び掛け、各種の講習会・研修会の機会を捉えた受験の呼び掛け及び準会員制度の周知並びに企業内の労働安全衛生コンサルタントの当会への参加を促進する仕組みの検討を進めることとする。

本部は、賛助会員の新規加入も目指していくほか、試験合格者への本会周知を継続して実施する。

(2) 情報システムを用いた会員への情報伝達

情報システムのセキュリティ強化を図ると共に、令和5年度も会員専用ホームページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。業務用クラウドサービス提供に向けた検討を進め、会員情報を常に最新の状態で提供が可能とすることと、会員情報メンテナンス担当事務局員の負担軽減を目指していくこととする。

会員及び会員外への情報提供は次の基本的な考え方で実施する。

- ① ホームページの会員専用ページを中心に、より会員に役立つ情報について検討し分かりやすい表現で提供する。

- ② 行政情報をできる限りタイムリーに、内容の解説付きでホームページに掲載することにより一層努め、本会会員等であることにメリットが実感できるようにする。
- ③ 会員以外の者にも役立ち、労働安全衛生コンサルタント活動の理解を得られ、また、受験の契機になるよう情報提供を行う。

(3) 本会の財務状況と改善策

引き続き受託事業の厳しい受注環境の中での事業推進が見込まれるため、収入増と支出減に取り組み、堅固な財政基盤を維持していく。事業継続緊急対策（テレワーク）助成金の活用によるパソコン等情報システム構築を基に、このシステム等を有効に使ったIT化により可能なものについてWEB会議形式の導入促進等一層のコスト削減を進めるとともに、無駄な支出を無くす。

(4) 一般社団法人としての業務運営の推進

支部設置規程の円滑な運用により、本部・支部間が統一した認識の下に業務運営を推進していく。特に経理事務においては、一般社団法人（公益的活動を目的とする法人である非営利型法人）として適切な会計処理が求められているところであり、本部・支部共に迅速かつ適正な対応を心がける必要がある。クラウドサービスによる会計ソフトの運用を行い支部会計との共有化を目指した取組を進める。令和5年度から導入される消費税関係「適格請求書等保存方式」への対応に向けて、令和4年度に実施した支部事務局担当者会議資料に基づき、本部・支部との情報共有と適切な会計処理の周知を図る。

5 その他の事業

(1) 生涯研修制度の推進

会員の自己研鑽を目的とし、平成16年にスタートしたこの生涯研修制度は、会員の資質向上とその業務の品質の向上という本会の目的に合致したものであり、外部からの本会に対する要請及び評価の重要なポイントと期待されている。

過年度からの新型コロナ感染症拡大防止に伴う影響を鑑み、自己研修の継続教育（Continuing Professional Development 以下「CPD」という。）のCPD時間による各種手続き期間の延長を行い、参加会員の初期の目的達成へ向けた取組の支援を継続してゆく。制度発足後19年経過していることから、今後も引き続き生涯研修制度を円滑に推進するために、制度運営手続きの迅速化・簡略化への検討を進める。また、平成29年度に生涯研修登録者数及び称号取得者の資格の精査を行ったところ、大幅減少となった。最近の傾向としても生涯研修有効登録者数が毎年減少していることから、この研修制度の意義を広く関係者に周知するとともに称号取得のメリットの拡大等についても検討を行うこととする。

(2) 出版事業の展開

- ① 機関誌は、会員のコンサルタント活動の向上を支援するために必要な、法令改正などの行政情報、安全衛生技術に関する情報、コンサルタント技術に関する情報などの幅広い情報を盛り込んだものを、引き続き年4回刊行する。
- ② 令和5年度（2023年）も確実な売り上げが見込める「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて、購入しやすい仕組みや案内によって販売を促進する。
- ③ 「労働安全コンサルタント試験のための（産業安全一般）」を出版し、労働安全コンサルタント受験者を支援する。また、当会で実施している安全コンサルタント受験準備講習会テキストとして利用する。ホームページに掲載し販売を促進する。
- ④ 「安全衛生推進者養成のためのテキスト」を出版し、安全衛生推進者養成講習のテキストとして、当該講習を実施する団体等に販売する。ホームページに掲載により販売を促進する。

(3) 化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家の資格を確認する仕組みの導入

化学物質管理専門家等の要件を満たす者に関わる情報提供について（協力依頼）（令和5年3月1日付け基安化発0301第2号）に基づき、安衛法に基づく化学物質の自律的管理に関する施策を推進するに当たって、重要な役割を果たす化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家の要件を満たす労働安全衛生コンサルタントに係る情報を提供するために、資格の確認及び情報提供の仕組みの構築及び展開を図る。